

(別記)

令和5年度群馬県水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本県の水田率は約4割と低く、米の農業産出額は全体の1割程度であり、約8割は野菜や畜産の経営となっている。

水田は標高10~1,000mの間に幅広く分布し、平坦地域では主に米麦二毛作、中山間地域では良食味米生産等、地域条件を活かした水田農業が展開されている。

主食用米の恒常的な需要減少や生産者の高齢化・担い手不足等の課題がある一方で、米政策の見直しにより生産者や集荷業者・団体等が主体的に需要に応じた生産に取り組む必要があり、二毛作による水田収益力強化の推進が最重要課題となっている。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

二毛作や耕畜連携の取組等による水田のフル活用、ICT技術等を導入した低コスト・省力化の推進、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約の推進、および適地において、高収益作物の作付拡大等に取り組み、水田農業の収益力向上を図っていく。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

平坦地域では、中間管理機構を活用し、法人及び認定農業者への農地集積・集約を進め、規模拡大を推進する。また、基盤整備済みの地域等では野菜等の高収益作物への転換を図り、団地化を進めることにより将来的な畑地化を目指す。

中山間地域では、地域の特色ある水田活用を進め、集落営農組織及び法人等による高収益作物・そば等の転換作物の拡大を推進する。

水田の利用状況については、作物作付・水稲共済一体化様式という県独自の台帳様式により、水張りの有無、畑地利用等について把握し、水田活用の直接支払交付金の助成対象水田の確認・整理を行う。

さらに、野菜の主産地等においては、国事業等を活用し、積極的に畑地化の取組を推進する。

また、一部の大豆産地等においては、連作障害や湿害等を回避し、継続的な生産を維持できるよう、ブロックローテーションの推進を図る。

上記取組を推進する地域では、産地づくりに向けた体制構築支援も活用し、合意形成を進める。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

平坦地域においては、「あさひの夢」や「ゆめまつり」等の米麦二毛作に適した品種や「いなほっこり」、「にじのきらめき」等の高温登熟性に優れる品種等について、関係機関・団体等と連携しながら作付けを推進する。また、播種前契約や複数年契約等について検討を進め、安定生産を図っていく。

中山間地においては、特Aランク獲得をはじめ、良食味米のブランド化や特別栽培の取組等、地域の創意工夫による付加価値の高い米づくりを推進する。

(2) 備蓄米

優先枠を積極的に活用し、希望地域において取組を推進する。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

主食用米からの転換を図り、土地利用集積等により、低コスト・多収生産を推進する。また、飼料用米の安定生産・供給のため、多収品種への転換、複数年契約等を推進し、耕畜連携による国産飼料増産、資源循環等の取組を推進する。

イ 米粉用米

主食用米からの転換を図り、土地利用集積等により、低コスト・多収生産を推進する。また、米粉用米の安定生産・供給のため、複数年契約等を推進する。

ウ 新市場開拓用米

二毛作や土地利用集積、GAPの取組を推進しつつ、既存の取組地域において、需要に応じた生産を行う。

エ WCS用稲

耕種農家と畜産農家のマッチングやコントラクター組織の育成を推進し、団地化や土地利用集積によりコスト削減を図る。また、二毛作や耕畜連携による国産飼料増産、資源循環等を推進する。

オ 加工用米

実需者との結びつきを維持しつつ、作付可能な地域において、主食用米からの転換を図り、需要に応じた生産を推進する。また、二毛作や土地利用集積、GAPの取組により、低コスト・高品位安定生産を推進する。

(4) 麦、大豆、飼料作物

本県における主要な水田営農モデルとして、これらの作物と新規需要米等とのブロックローテーション及び二毛作を推進し、水田のフル活用による収益力の向上を図る。

ア 麦

麦については、実需者ニーズに対応した品質と生産量の確保を推進する。収量・品質の安定化を図るため、排水対策、施肥管理及び病虫害防除等を徹底するとともに、GAPの取組等を重点的に実施する。

また、需要が増加しているパン用小麦「ゆめかおり」について、水田での高タンパク栽培技術導入を推進し、作付拡大を目指す。

イ 大豆

大豆については、需要に応じた生産を行うため、契約栽培を基本とし、作付面積の維持と担い手への農地集積を図るとともに、集落営農法人等によるブロックローテーションを推進する。

また、近年導入した「里のほほえみ」の種子確保や栽培技術の普及により高品位安定生産を図るとともに、地元需要者との結びつきにより地産地消の取組を推進する。

ウ 飼料作物

飼料作物については、国産自給飼料の確保のため、作付可能なほ場において生産を行い、耕畜連携による資源循環等の取組、担い手への農地集積による飼料用

とうもろこし、飼料用大麦等の作付拡大を推進する。

(5) そば、なたね

実需者との契約に基づく生産を推進するとともに、品質向上と安定生産を図るため、排水対策や適期収穫等を推進する。中山間地においては、集落営農等の生産組織を中心として、地域振興等の活動と連携した生産・加工等の取組を推進する。

(6) 地力増進作物

主に園芸作物等の作付地域において、次期作に向けた土作りの取組として推進する。また、有機栽培等においても地力増進の取組としての導入を図る。

(地力増進稲、ソルガム、エン麦、ライ麦、イタリアンライグラス、ローズグラス、クローバー類、アルファルファ、レンゲ、その他地力増進作物(青刈り大豆、マリーゴールド等)、クロタラリア、フェアリーベッチ、ナギナタガヤ)

(7) 高収益作物

本県の営農モデルである米麦二毛作+野菜等の高収益作物の複合経営による収益力向上を目指し、野菜、花き、こんにゃくに対して産地交付金を活用し、生産振興を図る。

基盤整備済みの地域や露地野菜の中心的な産地等では、団地化を進め、将来的な畑地化に向けた取組を推進する。

ア 野菜(県内全域)

きゅうり、トマト(ミニトマト含む)、なす、いちご、キャベツ、ほうれんそう、レタス、ねぎ、ブロッコリー、えだまめ、ちんげんさい、パプリカ、ズッキーニ、にら、にがうり、たまねぎ、スイートコーン(未成熟とうもろこし)、さやいんげん、だいこん、ふき、うど、こまつな、すいか、やまといも、はくさい(「野菜王国・ぐんま推進計画」(令和2年度~令和7年度)における重点品目等)

イ 花き(主に東部平坦地域~中山間地域)

スプレーギク、コギク(「群馬県花き振興計画」(令和2年度~令和7年度))

ウ こんにゃく(主に中山間地域)

5 作物ごとの作付予定面積等 ~ **8 産地交付金の活用方法の明細**

別紙のとおり

※ 地域農業再生協議会が水田収益力強化ビジョンを策定する場合には、都道府県水田収益力強化ビジョンの後に添付してください。

※ 農業再生協議会の構成員一覧(会員名簿)を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等 (水田)

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	12400		12400		12400	
備蓄米	111		155		155	
飼料用米	1575		1575		1575	
米粉用米	372		375		375	
新市場開拓用米	0		4		4	
WCS用稲	584		584		584	
加工用米	1439	882	1439	882	1439	882
麦	6970	4642	7120	4735	7120	4735
大豆	140	3	142	3	142	3
飼料作物 (WCS・飼料用米除く)	591	314	600	111	600	111
・子実用とうもろこし	4		2		2	
そば	58	24	71	37	71	37
なたね	1		2		2	
地力増進作物	10		3		3	
高収益作物	817		817		817	
・野菜	740		740		740	
・花き・花木	10		10		10	
・果樹						
・その他の高収益作物	67		67		67	
その他						
畑地化			88		88	

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	用途名	目標	R4年度	R5年度
				前年度（実績）	目標値
1	麦類	麦の品質向上助成	麦類1等比率 赤カビ病防除率	93% 77%	(5年度) 80% (5年度) 78%
2	大豆	大豆の品質向上助成	普通大豆1等比率 面積集積率	30% 43.3%	(5年度) 30% (5年度) 44.0%
3	麦類、大豆、飼料作物、飼料用米、米粉用米、WCS用稲、加工用米、新市場開拓用米	二毛作助成	取組面積	5500ha	(5年度) 5650ha
4	飼料用米 WCS用稲、飼料作物	耕畜連携助成	取組面積	776ha	(5年度) 780ha
5	『野菜王国・ぐんま』推進計画に掲げる重点8品目等、コギク、スプレーギク、こんにゃく	地域振興作物助成	取組面積	726ha	(5年度) 745ha
6	飼料用米、米粉用米、加工用米、新市場開拓用米	新規需要米等の生産性向上助成	作付面積	3386ha	(5年度) 3393ha
7	飼料用とうもろこし	飼料用とうもろこしの生産性向上助成	作付面積	254ha	(5年度) 260ha ※R5年から対象作物見直しのため目標値変更
8	新市場開拓用米	複数年契約の取組 (新市場開拓用米)	取組面積	0.1ha	(5年度) 4ha (6年度) 4ha
9	そば、なたね	そば、なたねの作付の取組	取組面積	30.7ha	(5年度) 31ha
10	新市場開拓用米	新市場開拓用米の作付の取組	作付面積	0.1ha	(5年度) 4ha
11	地力増進作物	地力増進作物の作付の取組	作付面積	10ha	(5年度) 10ha (6年度) 10ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

群馬県

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	麦の品質向上助成(基幹作)	1	3,500	麦類	担い手、取組面積4ha以上(基幹作+二毛作)、GAP、赤かび病防除、排水対策・追肥等
1	麦の品質向上助成(二毛作)	2			
2	大豆の品質向上助成	1	4,500	大豆	担い手、取組面積2ha以上(基幹)、GAP、病害虫防除
3	二毛作助成(二毛作)	2	13,500	別紙のとおり	担い手
4	耕畜連携助成(わら利用)(耕畜連携)	3	10,000	飼料用米	利用供給協定の締結、わら利用
4	耕畜連携助成(資源循環)(耕畜連携)	3	11,000	WCS用稲、飼料作物	利用供給協定の締結、堆肥散布
5	地域振興作物助成	1	8,000	別紙のとおり	指定する園芸作物等の作付
6	新規需要米等の生産性向上助成	1	2,000	別紙のとおり	1ha以上(基幹)、GAP(加工用米・新市場開拓用米のみ)
7	飼料用とうもろこしの生産性向上助成	1	4,500	飼料用とうもろこし(青刈り・子実)	担い手、利用供給協定等の締結、取組面積1ha以上(基幹)
8	複数年契約の取組(新市場開拓用米)	1	10,000	新市場開拓用米	経営所得安定対策等実施要綱の規定のとおり (全て基幹作のみ)
9	そば、なたねの作付の取組	1	20,000	そば、なたね	
10	新市場開拓用米の作付の取組	1	20,000	新市場開拓用米	
11	地力増進作物の作付の取組	1	20,000	地力増進作物(別紙のとおり)	

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。
 なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。
 ※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。
 ※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。
 ※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的な要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

別紙

産地交付金対象作物

整理番号	用途	対象作物
3	二毛作助成(二毛作)	麦類、大豆、飼料作物、飼料用米、米粉用米、WCS用稲、加工用米、新市場開拓用米
5	地域振興作物助成	『野菜王国・ぐんま』推進計画(令和2年度～令和7年度)に掲げる重点8品目等(きゅうり、トマト(ミニトマト含む)、なす、いちご、キャベツ、ほうれんそう、レタス、ねぎ、ブロッコリー、えだまめ、ちんげんさい、パプリカ、ズッキーニ、にら、にがうり、たまねぎ、スイートコーン(未成熟とうもろこし)、さやいんげん、だいこん、ふき、うど、こまつな、すいか、やまといも、はくさい)、およびコギク、スプレーギク(「群馬県花き振興計画」(令和2年度～令和7年度))、こんにゃく
6	新規需要米等の生産性向上助成	飼料用米、米粉用米、加工用米、新市場開拓用米
12	地力増進作物の作付の取組	地力増進稲、ソルガム、エン麦、ライ麦、イタリアンライグラス、ローズグラス、クローバー類、アルファルファ、レンゲ、その他地力増進作物(青刈り大豆、マリーゴールド等)、クオタラリア、フェアリーベッチ、ナギナタガヤ

(別紙)

○利用供給協定に含まれるべき事項

各取組における利用供給協定書は、実施する取組の種類に応じて、次の事項を記載するものとする。

1 わら利用(飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組)

- (1)取組の内容
- (2)わらを生産する者
- (3)わらを収集する者
- (4)わらを利用する者
- (5)ほ場の場所及び面積
- (6)刈取り時期
- (7)利用供給協定締結期間
- (8)わら取引の条件(作業分担及び品代・経費の負担)
- (9)その他必要な事項

2 資源循環(飼料生産水田への堆肥散布の取組)

- (1)取組の内容
- (2)供給される飼料作物の種類
- (3)飼料作物を生産する者
- (4)堆肥を散布する者
- (5)ほ場の場所及び面積
- (6)堆肥の散布時期及び量
- (7)利用供給協定締結期間
- (8)堆肥散布の条件(作業分担及び品代・経費の負担)
- (9)刈取り時期
- (10)その他必要な事項

○粗飼料作物等の範囲

青刈りとうもろこし、青刈りソルガム、テオシント、スーダングラス、
青刈り麦(らい麦又はえん麦を含む。またサイレージ化したものを含む。)、
青刈り大豆、飼料用麦、子実用とうもろこし、子実用えん麦、青刈り稲、WCS用稲、わら専用稲、青刈りひえ、
しこくびえ、オーチャードグラス、チモシー、イタリアンライグラス、ペレニアルライグラス、ハイブリットライグラス、
スムーズブロムグラス、トールフェスク、メドーフェスク、フェストロリウム、ケンタッキーブルーグラス、
リードカナリーグラス、バヒアグラス、ギニアグラス、カラードギニアグラス、アルファルファ、オオクサキビ、
アカクローバ、シロクローバ、アルサイククローバ、ガレガ、ローズグラス、パラグラス、パンゴラグラス、
ネピアグラス、セタリア、飼料用かぶ、飼料用ビート、飼料用しば

(注)上記の粗飼料作物等については、食用に供される畜産物を生産するために飼養される豚、牛、馬、めん羊、山羊に供される場合に限る。

※上記以外の粗飼料作物で地域農業再生協議会がその地域の特性に適合し、かつ、水田においてその生産振興を図る必要があると認められる場合(新規需要米を除く。)は、あらかじめ県と協議することとする。